

□■受験対策ミニ講座 9号 2022□■（養成所ニュースプラス 14号）

33期の皆様、修了おめでとうございます。国家試験まで3か月となります。模擬試験の結果から、年末までの学習計画を立てている頃かと思えます。この時期を乗り切るにはやはり健康が一番です。いつもより体調に気を付けて過ごしてください。

さて、今回は、「児童虐待防止法」について「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」と「権利擁護と成年後見制度」からの出題です。いつものように選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるかも考えてみましょう。

■Plus Quiz・・・・・・・・

「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」という。）に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

1. 「児童虐待防止法」によると、偶然通りかかった見知らぬ男性が、児童に対して暴力を振るってケガをさせる行為は、児童虐待にあたる。【28回 139】
2. “2019（令和元）年に改正された「児童虐待防止法」では、“親権者は、児童のしつけに際して体罰を加えてはならないとされた。【33回 137】
3. 「児童虐待防止法」によると、児童虐待を疑った医師が、児童虐待の通告をする場合には、当該児童の保護者の同意を得るものとされている。【28回 139】
4. “「児童虐待防止法」に基づく”立ち入り調査には、裁判所の令状が必要である。【31回 83】
5. 「児童虐待防止法」において、母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）の長は、職員に臨検及び捜索をさせることができる。【32回 83】

*元の選択肢に“”内を加筆しています。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・・・・・

・(33期生) 修了に関する書類は、10月31日（月）に発送しています。届きましたら必ず確認し、もし書類の不足等がありましたらご連絡ください。また、1週間程度経過しても書類が届かない場合にはご連絡ください。

住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(34期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

11月1日（火）に支給申請書類一式を発送しています。届きましたら内容を確認し、11月中にご自身でハローワークに申請してください。印字内容が間違っている、ハローワークで受理されない等ありましたら早急にご連絡ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

・第35回国家試験は、令和5年2月5日（日）です。

試験概要はこちら→<http://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html>

・本養成所主催、「受験対策講座」はwebにて開催中です。

第33・34期生の皆様にご案内を郵送しましたので、内容をご確認の上、ぜひ受講してください。現在は、受験対策ガイダンス動画及び全科目対応のオンデマンド動画が視聴可能となっています。

受験対策講座ページへのアクセスはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=5529

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【Plus Quiz 正答と解説】

厚生労働省では、毎年 11 月を「児童虐待防止推進月間」と定めて、社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、広報・啓発活動など様々な取組を行います。公募により決まった今年の標語は「[もしかして?] ためらわないで! 189 (いちはやく)」となりました。たとえ勘違いだったとしても、「あの親子、大丈夫かな」と思ったら、迷わず連絡してくださいと呼びかけています。

テキスト 15「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」p.246・247 には、国家試験にも出題された厚生労働省「福祉行政報告例」が図示されていて、児童虐待の実態を確認することができます。虐待相談件数は、2018（平成 30）年度以降も毎年過去最多を更新しています。虐待の内容別相談件数では、心理的虐待が 60%弱を占めます。児童相談所への相談経路は、10 年前に 20%程度であった警察からの相談が 50%を占めるような傾向が続いています。警察からの相談件数のうち 75%が心理的虐待です。

心理的虐待では、2004（平成 16）年の法改正により、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力も、子どもに心理的外傷を与えるとして心理的虐待に該当すると定められました。更に、2016（平成 28）年の児童福祉法の改正に伴い、児童虐待防止法も改正され、第 14 条に体罰の禁止が明記されました。

1. ×法第 2 条により児童虐待は「保護者」がその監護する児童に対して行う、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、性的虐待に当たる行為としています。また同条で保護者とは「児童を現に監護するもの」と規定されています。内縁関係にある者も現実に子どもを監護していれば保護者に当たります。しかし、親権者等であっても、子どもの養育を他人に委ねている場合は保護者に当たらないとされます。偶然通りかかった人がその行為で子どもにケガをさせた場合は、「刑法」上の傷害罪に問われることになります。
2. ○法第 14 条第 1 項に、親権を行う者は、児童のしつけに体罰をしたり、民法の規定による監護や教育の範囲を超える行為で児童を懲戒してはならないとあります。また、児童福祉法にも、児童相談所長や児童福祉施設の長、ファミリーホームの養育者、里親も体罰を禁止すると明記されています。
3. × 児童虐待の通告に当たり、保護者の同意を得る必要はありません。法第 6 条で児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者の「通告義務」が規定されています。
4. ×児童虐待が行われている恐れがあると認められる場合は、「都道府県知事」は、児童委員や児童相談所の職員などに児童の住居に立ち入り、調査や質問をさせることができます。
5. ×「児童虐待防止法」第 9 条の 3 において、児童の保護者が、正当な理由なく児童委員や児童の福祉に関する職員の立ち入りや調査を拒んだり妨げたりした場合、「都道府県知事」は、地方裁判所や家庭裁判所の裁判官が発行する許可状により、職員に居所の臨検、児童の搜索、必要な調査や質問をさせることができるとされています。テキスト 15「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」p.252 図 4-19 を確認しておきましょう。

※「児童虐待防止法」は「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」では過去 5 年間毎回、「権利擁護と成年後見制度」でも第 31・32 回に出題されています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus